

## 宅建朝から1問 宅建業法 案内所 宅建 R01-40-4 <#919>

【問】 正誤をつけよ。

宅地建物取引業者が、一団の宅地建物の分譲を案内所を設置して行う場合、その案内所が契約を締結し、又は契約の申込みを受ける場所であるときは、当該案内所には、専任の宅地建物取引士を置かなければならない。

【答え】 正しい

### <ポイント> 案内所【宅建★入門】

一団の宅地建物の分譲を案内所を設置して行う場合、その案内所が契約を締結し、又は契約の申込みを受けるとき

⇒ 成年者である専任の宅建士を、少なくとも1名置かなければならない

※ 契約を締結しない場合及び契約の申し込みを受けない場合、成年者である専任の宅建士を設置する必要はない

# ☆ 案内所

1. 標識

☆ < 契 / 申込受付 >

2. 成・専・宅建士 少なくとも1名

3. 届出 — 10日前まで

2ヶ所

① 案知事

② 免許権者

【渋谷会】宅建講座をご利用ください

理解を深めたい ⇒ 「宅建基幹講座」インプット講座

本試験での解き方を知りたい ⇒ 「宅建過去問演習講座」アウトプット講座

基本から万全の準備 ⇒ 「宅建これだけで合格セット」上記2講座のセット

<https://shibuyakai.com/>